飛騨市産業動物獣医療体制確保対策基金条例について

飛騨市産業動物獣医療体制確保対策基金条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月10日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

市内における産業動物獣医療の提供体制を確保し、産業動物に関する保健衛生の 向上及び畜産業の振興を図るための制定

飛驒市産業動物獣医療体制確保対策基金条例

(設置)

第1条 市内における産業動物獣医療の提供体制を確保し、産業動物に関する保健 衛生の向上及び畜産業の振興を図ることを目的として、獣医師に対する奨学金返 還資金及び就職準備資金(以下「確保対策資金」という。)の貸付けに関する事 務を円滑かつ効率的に行うため、飛驒市産業動物獣医療体制確保対策基金(以下 「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

- 第2条 基金の額は、600万円とする。
- 2 基金の総額に必要があるときは、予算の定めるところにより基金の増額又は減額をすることができる。
- 3 前項の規定により、増額又は減額が行われたときは、基金の額は増額又は減額 の後の額とする。

(貸付対象)

- 第3条 奨学金返還資金は、市内の産業動物獣医療に従事する獣医師であって、奨学金(独立行政法人日本学生支援機構、国、地方自治体、大学、民間企業が奨学を目的として実施する学資金であって市長が認めるものをいう。ただし、将来獣医師として特定の地域等において産業動物獣医療に従事することを目的として貸与を受けた修学資金を除く。)の返還義務を負う者に対して貸し付ける。
- 2 就職準備資金は、市内の産業動物獣医療に従事しようとする獣医師であって、 本市に住所を有する者に対して貸し付ける。

(貸付額及び貸付期間)

- 第4条 確保対策資金の額は、次の各号に定める額とする。
 - (1) 奨学金返還資金 各月において奨学金を返還する額(利息を含む。)とし、 月額5万円を限度とする。ただし、返還の延滞に伴って生じた延滞利息は対象 としない。
 - (2) 就職準備資金 20万円
- 2 奨学金返還資金の貸付期間は、24月を限度とする。ただし、市長が特に必要と

認める場合は、24月を超え60月に達するまで貸付期間を延長することができる。

3 確保対策資金には利子を付さない。

(貸付けの取消し等)

第5条 市長は、確保対策資金の貸付けを受けた者(以下「借入者」という。)が 貸付けの目的を達成することが困難となったと認められるとき又は偽りその他不 正の手段により貸付けを受けたと認められるときは、これを中止、打切り又は取 消しすることができる。

(返還)

第6条 借入者は、規則で定める期間及び方法により、貸付けを受けた確保対策資金の全額を返還しなければならない。

(返還の猶予)

- 第7条 市長は、借入者が次の各号に該当するときは、その該当する事由が継続する期間について、確保対策資金の返還債務の履行の全部又は一部を猶予することができる。ただし、猶予期間は3年を限度とする。
 - (1) 貸付期間の終了後も引き続き市内の産業動物獣医療に従事している場合
 - (2) 災害、疾病、その他やむを得ない事由により確保対策資金を返還することが 困難であると市長が認める場合

(返還の免除)

- 第8条 市長は、借入者が貸付けを開始した月から起算して、奨学金返還資金にあっては24月を超え貸付月数に2分の3を乗じた月数に達する期間、就職準備資金にあっては24月を超えて市内の産業動物獣医療に従事した場合は、確保対策資金の返還債務を免除するものとする。
- 2 市長は、借入者が死亡、その他やむを得ない事由により確保対策資金を返還することが困難であると認める場合は、確保対策資金の返還債務の全部又は一部を 免除するものとする。

(管理)

- 第9条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第10条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して処理するものとする。

(繰替運用)

第11条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間 及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することがで きる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規 則で定める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

飛騨市産業動物獣医療体制確保対策基金条例(案)要旨

1 制定の趣旨

市内における産業動物獣医療の提供体制を確保し、産業動物に関する保健衛生 の向上及び畜産業の振興を図るための制定

2 制定の背景

全国では毎年約1千人の獣医学生が卒業し、その4割が小動物病院に就業している。約2割は公務員を選択しているが、大半は国や都道府県に就業し、産業動物診療を行う市町村獣医師となる者は、わずか0.2%程度に留まっている。

このように、市町村獣医師を取り巻く環境は非常に厳しい状況であるが、世界に誇る飛騨牛産地の将来を担う獣医師を確保するため、獣医師に対する奨学金返還資金及び就職準備資金の貸付けに関する事務を円滑かつ効率的に行うことを目的に基金を設置するもの。

3 施行日 令和2年4月1日